

肥料・飼料等

評価案件名 (物質名等)	区分	用途等	評価案件(物質)の概要	専門調査会	審議状況
オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン	動物用医薬品 (残留基準設定)	抗生物質	テトラサイクリン系の抗生物質で、動物用医薬品又は飼料添加物として牛、豚、鶏、魚類等に使用されます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。	動薬から 肥料・飼料 等に所管 替え	評価書(案)を一部修正し、引き続き 農薬専門調査会で審議の予定。 (最近の議事:24.3.27専門調査会)
タイロシン リン酸タイロシン を有効成分とする豚の経口投 与剤(動物用タイロシンプレ ミックス「A」2%、同10%、同 20%)	動物用医薬品 (再審査)	豚の経口投 与剤	抗菌剤で、鶏、七面鳥、牛及び豚で呼吸器感染 症の治療等の他、飼料添加物として用いられて います。	動薬から 肥料・飼料 等に所管 替え	動物用医薬品専門調査会にて審議 中→肥料・飼料等専門調査会に移 管(最近の議事:18.10.6動物用医薬 品専門調査会)
タイロシン	動物用医薬品 (残留基準設定)	抗菌剤			
ナラシン	動物用医薬品 (残留基準設定)	抗生物質	ポリエーテル系抗生物質であり、日本では飼料添 加物として鶏に使用されます。ポジティブリス ト制度導入に伴う残留基準が設定されていま す。		評価書(案)を一部修正の上、食品 安全委員会に報告することとなっ た。(最近の議事:23.8.31肥料・飼料 等専門調査会)
モネンシン	動物用医薬品 (残留基準設定)	抗生物質	ポリエーテル系の抗生物質で、国内では飼料添 加物として指定されています。海外では、動物 用医薬品としても使用されます。ポジティブリス ト制度導入に伴う残留基準が設定されていま	動薬から 肥料・飼料 等に所管 替え	評価書案を一部修正の上、委員会 に報告することとなった。(最近の議 事:24.2.21専門調査会)

肥料・飼料等

評価案件名 (物質名等)	区分	用途等	評価案件(物質)の概要	専門調査会	審議状況
アラニン	食品衛生法第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質(対象外物質)	アミノ酸の補給、飼料の栄養成分及び有効成分の補給	動物用医薬品として、アミノ酸の補給等に、飼料添加物として、飼料の栄養成分及び有効成分の補給に用いられています。ポジティブリスト制度導入時に対象外物質として厚生労働大臣が定めた物質です。	肥料・飼料等	意見・情報募集終了(24.3.23締切)
アルギニン					
グリシン					
メチオニン					
ロイシン		アミノ酸の補給	動物用医薬品として、アミノ酸の補給に用いられています。ポジティブリスト制度導入時に対象外物質として厚生労働大臣が定めた物質です。	肥料・飼料等	意見・情報募集終了(24.3.23締切)
アスパラギン					
グルタミン		アミノ酸で、動物用医薬品及び飼料添加物として使用されます。ポジティブリスト制度導入時に対象外物質として厚生労働大臣が定めた物質です。	肥料・飼料等	意見・情報募集終了(24.3.23締切)	
チロシン					
バリン		アミノ酸で、動物用医薬品として使用されます。ポジティブリスト制度導入時に対象外物質として厚生労働大臣が定めた物質です。	肥料・飼料等	意見・情報募集終了(24.3.23締切)	
セリン					
ヒスチジン		水溶性ビタミンで、動物用医薬品及び飼料添加物として使用されます。	肥料・飼料等	評価書案を委員会に報告することとなった。(最近の議事:22.7.28専門調査会)	
イノシトール					
コバラミン		水溶性ビタミンで、動物用医薬品及び飼料添加物として使用されます。	肥料・飼料等	評価書案を委員会に報告することとなった。(最近の議事:22.10.27専門調査会)	
チアミン					
パントテン酸		肥料・飼料等	肥料・飼料等	評価書案を委員会に報告することとなった。(最近の議事:22.10.27専門調査会)	
ビオチン					
ナイアシン					
ピリドキシン	肥料・飼料等	肥料・飼料等	評価書案を委員会に報告することとなった。(最近の議事:22.10.27専門調査会)		
葉酸					
リボフラビン	肥料・飼料等	肥料・飼料等	評価書案を委員会に報告することとなった。(最近の議事:22.10.27専門調査会)		

肥料・飼料等

評価案件名 (物質名等)	区分	用途等	評価案件(物質)の概要	専門調査会	審議状況
コリン			水溶性ビタミンで、農薬、動物用医薬品及び飼料添加物として使用されます。	肥料・飼料等	評価書案を一部修正。引き続き農薬専門調査会で審議の予定。(最近の議事:22.10.27肥料・飼料等専門調査会)

* 動物用医薬品については、成分は残留基準の設定にあたっての評価要請、それを有効成分とする製剤は承認申請・再審査にあたっての評価要請を受けています。この表では、評価を併せて行う成分と製剤を並べて掲載しています。